

平成25年11月定例会

~~~~~  
**総務委員会説明資料**  
~~~~~

徳島県警察本部

# 目

# 次

I 提出予定案件	1
1 一般会計予算	1
(1) 歳入歳出予算	1
ア 総括表	1
イ 主要事項説明	2
2 その他の議案等	3
(1) 条例案	3
ア 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	3
イ 徳島県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例	4
ウ 徳島県自動車運転免許試験場使用料条例の一部を改正する条例	5
(2) 専決処分の報告について	6
ア 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	6

# I 提出予定案件

## 1 一般会計予算

### (1) 歳入歳出予算

#### ア 総括表

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計	財 源 内 訳							
				特 定 財 源							一般財源
				国支出金	使・手	財 収	繰入金	諸収入	反則金	地方債	
警察本部	22,015,675	25,000	22,040,675	380,781	938,016	69,782	1,143,974	134,590	150,000	1,852,000	(25,000) 17,371,532

( ) 内の数字は補正額の財源の再掲である。

イ 主要事項説明

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
公安委員会費	15,007	0	15,007	
警察本部費	17,521,389	25,000	17,546,389	① 管理運営費 (25,000)
警察施設費	538,538	0	538,538	
運転免許費	1,824,904	0	1,824,904	
恩給及び退職 年金費	49,201	0	49,201	
警察活動費	2,066,636	0	2,066,636	
計	22,015,675	25,000	22,040,675	

## 2 その他の議案等

### (1) 条例案

#### ア 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

##### (ア) 改正の理由

管轄区域内の治安の維持及び向上の必要性に鑑み、徳島県吉野川警察署及び徳島県阿波警察署の管轄区域並びに徳島県美馬警察署及び徳島県つるぎ警察署の管轄区域をそれぞれ統合するとともに、統合後の区域を管轄する警察署の名称及び位置を定める必要がある。

##### (イ) 改正の概要

- a 徳島県吉野川警察署及び徳島県阿波警察署の管轄区域を統合し、統合後の区域を管轄する警察署の名称を徳島県阿波吉野川警察署と、位置を吉野川市川島町とすることとした。
- b 徳島県美馬警察署及び徳島県つるぎ警察署の管轄区域を統合し、統合後の区域を管轄する警察署の名称を徳島県美馬警察署と、位置を美馬市脇町とすることとした。
- c 徳島県警察署協議会条例について、所要の経過措置を設けることとした。

##### (ウ) 施行日

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## イ 徳島県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例

### (ア) 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部が改正されたことに伴い、徳島県留置施設視察委員会の委員の定数及び任期を条例で定める必要がある。

### (イ) 改正の概要

- a 委員会は、委員４人で組織することとした。
- b 委員の任期は、１年とすることとした。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすることとした。
- c 委員は、再任されることができるとした。

### (ウ) 施行期日

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

ウ 徳島県自動車運転免許試験場使用料条例の一部を改正する条例

(ア) 改正の理由

徳島県自動車運転免許試験場を板野郡松茂町に新設することに伴い、使用料の額を改める必要がある。

(イ) 改正の概要

徳島県自動車運転免許試験場の施設の使用料の額を、「20分につき520円」から「20分につき600円」に改めることとした。

(ウ) 施行期日

この条例は、平成26年1月5日から施行する。

(2) 専決処分報告について

ア 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分報告について

専決処分内容

和解の相手方	賠償金額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日	事故種別	所 属
		事 故 概 要				
板野郡藍住町在住 2名	1,279,815円	平成25年 6月 4日	板野郡北島町地内	平成25年11月 8日	人 身	鳴 門 警 察 署
		違反車両を追跡していたパトカーが交差点に進入した際、右方から進行してきた車両と衝突したもの				
板野郡板野町在住 1名	173,248円	平成25年 6月12日	板野郡藍住町地内	平成25年11月 8日	人 身	板 野 警 察 署
		パトカーが駐車場に入るため左折する際、後方から進行してきた二輪車と接触したもの				
板野郡藍住町在住 1名	188,115円	平成25年 7月10日	板野郡藍住町地内	平成25年11月 8日	物 損	刑事部捜査第一課
		捜査用車両が駐車場内を後退中、右方に駐車していた車両と接触したもの				
徳島市在住 1名	43,438円	平成25年 8月 3日	鳴 門 市 地 内	平成25年11月 8日	物 損	鳴 門 警 察 署
		後輪に輪留めしていた車両をそのまま車庫から出そうとして損傷したもの				
計	1,684,616円					